

気候変動にともなう防災・減災を考える会 (千代川流域圏会議・分科会) 規約(案)

資料 1

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、気候変動にともなう防災・減災を考える会(千代川流域圏会議・分科会)(以下、「分科会」と称する。

(目的及び設置)

第 2 条 本会は、千代川沿川住民の水災害における自主防災意識(自助・共助)の向上を図り、官民一体となって「犠牲者ゼロ」に向けた取り組みを推進する機関として、千代川流域圏会議 規約 第 11 条に則り設置をする。

(組織等)

第 3 条 分科会の委員は、国土交通省鳥取河川国道事務所長が委嘱する。
2. 分科会は別表で掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として平成 23 年 3 月 31 日とするが、継続が必要な場合は再委嘱を行う。

(分科会)

第 4 条 分科会は委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は、会務を統括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該分科会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. オブザーバーとして千代川流域圏会議会長を置き、必要に応じて招集する。

(会議の招集)

第 5 条 分科会は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。
2. 分科会は、委員の半分以上の出席をもって成立する。
3. 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 分科会の事務局は、国土交通省鳥取河川国道事務所に置く。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は分科会で諮って定める。

(付 則)

この規約は平成 22 年 月 日から施行する。

気候変動にともなう防災・減災を考える会 委員
(千代川流域圏会議・分科会)

別表

氏名	役職等	備考
ひのきだに おさむ 檜谷 治	鳥取大学 工学部 教授	
どい こうさく 土井康作	鳥取大学 地域学部 教授	
たになが まもる 谷永 守	鳥取地方気象台 防災業務課長	
たけもり たつお 竹森 達夫	鳥取県 県土整備部 河川課長	
たかはし とおる 高橋 徹	鳥取市 防災調整監 危機管理課長	
おだ かずとし 尾田 一壽	日本赤十字社 鳥取県支部 事務局長	
にしむら いくお 西村 育雄	鳥取市消防団 団長	
たけた やすあき 武田 恭明	鳥取市自主防災会連合会 会長	
やまだ たてお 山田 建雄	鳥取市自主防災会連合会 富桑地区評議員	
やまね ようじ 山根 洋治	鳥取市自主防災会連合会 明德地区評議員	
まえた まこと 前田 誠	鳥取市自主防災会連合会 大正地区評議員	
うえはし のぼる 上橋 昇	鳥取河川国道事務所(河川)副所長	
みちうえ まさのり 道上 正規	(財)とっとり地域連携・総合研究センター理事長	千代川流域圏会議会長 オブザーバー

千代川流域圏会議 規約

(目的)

第1条 本会は、千代川を軸として流域の交流、連携を図るとともに、流域全体の広い視点に立って、千代川をよりよくするための取組や地域活性化への取組を行い、もって、豊かなふるさとを創造することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、千代川流域圏会議（以下、「会議」と称す）と称する。

(構成)

第3条 会議は、千代川をよりよくするための取組及び流域の活性化に資する取組を行っている団体の代表者又は学識経験者等であって、会議の目的に賛同するものにより構成するものとし、別紙 - 1 のとおりとする。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、「会議」の目的に賛同し活動に対して支援するものをいう。

(活動)

第5条 会議は、以下の活動を行う。

- ・会員相互の情報交換、交流、連携
- ・地域への情報発信
- ・流域の歴史・文化の発掘とその継承、その発展に関すること
- ・流域が連携して取り組むべき事業（イベント、調査、研究、流域の活性化に資する事業等）の実施
- ・流域全体の広い視点に立った今後の千代川づくりに関する意見交換、提案
- ・その他、本会の目的に合致するもの

(会員の義務)

第6条 会議の会員は、第5条に定める活動に自ら取り組むとともに、他の会員の活動に対し協力・支援するものとする。

(役員)

第7条 会議には、次の役員を置き、任期は2年（会計監査は1年）とする。

会 長 1名
副 会 長 1名
会 計 監 査 2名

2. 会長は、会議を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
4. 会長・副会長は、委員の互選によるものとする。
5. 会計監査は会議で会員の中から選出し、会議の承認を得るものとする。
6. 会計監査は、年一回行うこととしその結果を会計監査から会議に報告するものとする。
7. 決算報告は、会計監査を行い会議で承認を得るものとする。

(運営)

第8条 会議は、年2回程度開催するものとし、会長が招集する。

2. 会議は、最高議決機関であって、第5条の他、次の事項を決議する。
 - 1). 規約の制定及び改廃
 - 2). 予算並びに決算
 - 3). その他必要事項

(入退会)

第9条 第3条に合致すると認められる団体の代表者又は個人は、会議に随時入会できるものとする。会員は、会議から随時退会できるものとする。

(幹事会)

第10条 会議には、会務を処理する機関として、幹事会を設置する。

2. 幹事会は、別表-2の者をもって構成する。

3. 幹事会には、次の役員を置き、任期は2年とする。

幹事長 1名

副幹事長 1名

1). 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統轄する。

2). 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長の事故あるときはその職務を代行する。

3). 幹事長・副幹事長は、幹事の互選による。

4). 幹事は第8条の会議に出席するものとする。

(分科会)

第11条 会議には、第5条に定める活動を推進する機関として、分科会を設置することができる。

(事務局)

第12条 会議の事務局は、国土交通省鳥取河川国道事務所及び鳥取県河川砂防課に置く。

(会計)

第13条 会議の会計処理は会議に従いこれを行う。

2. 会議の会計年度は、6月1日から翌年の5月31日までとする。

3. 会費は、会員の行政委員から徴収するものとし、会費は会議で決定するものとする。

4. 賛助会員からの活動に対する支援金は会費に取り込むこととし、支援金の金額は会議で決定するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会議に諮って定める。

(付則)

第15条 この規約は平成9年12月12日から施行する。

平成11年 6月 1日 改正

平成12年11月21日 改正

平成13年 1月 6日 改正

平成13年 4月 1日 改正

国土交通省名称変更

河川砂防課名称変更